

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|--------------------|-------------------------------------|---|-------|--|--|---|-------|-------------------------------------|------------------|----------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 1 | 岸和田の次世代を育むまち | 安心して子どもを産み、育てられている | ① 妊産婦や乳幼児の切れ目のない健康づくりを進める | 近年の晩婚化や未婚率の上昇、女性の就業率の増加などにより、本市においても出生率の減少や高齢出産数の増加がみられる中、 乳児死亡率がやや高い傾向にあります。 今後も、妊産婦や乳幼児の健康づくりを支援するため、岸和田市内における産科診療体制の充実をはじめ、妊産婦家庭への個別相談などの充実や健診の促進が求められています。 | 有 | 第1期中の乳児死亡率はそれほど高くないが、1件であっても乳児死亡は防ぎたいため、表現を修正し、引き続き課題とする。 | 近年の晩婚化や未婚率の上昇、女性の就業率の増加などにより、高齢出産数の増加や出生率の減少がみられ、 乳児死亡率にも影響が大きくなります。 今後も、妊産婦や乳幼児の健康づくりを支援するため、岸和田市内における産科診療体制の充実をはじめ、妊産婦家庭への個別相談などの充実や健診の促進が求められています。 | ●個別訪問など、妊産婦や乳幼児の健康管理を支援する | 無 | 例年継続して実施。 | | 子ども家庭応援部 | 20-21 | |
| 2 | 岸和田の次世代を育むまち | 安心して子どもを産み、育てられている | ② 妊娠を望む家庭や子育て家庭の不安解消、経済的負担の軽減を進める | 核家族化や都市化、さらに新型コロナウイルス感染症等の影響から、 家庭の子育て機能や地域社会のつながりは弱まる傾向にあり、子育てに不安を抱きつつも相談することができず孤立する家庭や経済的に不安を抱える家庭の増加、子どもの貧困などの問題がみられます。 地域で気軽に相談できる機会や居場所がつけられるとともに、子育てに関する情報発信や共有できる仕組み、経済的な負担の軽減など、安心して子どもを育てるための環境づくりが求められています。 | 有 | 子育て家庭の地域社会とのつながりの希薄化において新型コロナウイルス感染症による影響はほぼなくなったため。 | 核家族化や都市化等の影響から、 家庭の子育て機能や地域社会のつながりは弱まる傾向にあり、子育てに不安を抱きつつも相談することができず孤立する家庭や経済的に不安を抱える家庭の増加、こどもの貧困などの問題がみられます。 地域で気軽に相談できる機会や居場所がつけられるとともに、子育てに関する情報発信や共有できる仕組み、経済的な負担の軽減など、安心して子どもを育てるための環境づくりが求められています。 | ●子育て家庭が安心して相談できる場や機会の提供、子育て情報の発信を行う ●妊娠を望む家庭や子育て家庭の経済的な支援を行う ●子育て家庭が安心して過ごせる場を提供する ●子育てに関する講座が受講できる機会を提供する ●母子の保護と自立のための支援を行う | 無 | 例年継続して実施。 | | 子ども家庭応援部 | 20-21 | |
| 3 | 岸和田の次世代を育むまち | 働きながら子育てができてきている | ① 保育を必要とする人が、安心して子どもを預けられる環境づくりを進める | 共働き世帯の増加と核家族化により、 家庭内だけで子どもを育てることが難しくなっています。 本市においては、子育て世代の女性就業率の上昇がみられる一方、民間も含め、保育の量の確保が間に合っておらず、子どもを預けたいのに預けられないという待機児童の問題も依然として解消していない状況です。 また、育児休暇の取得率も上昇傾向にはありますが、進んでいない事業者や男性の取得率の向上も課題になっています。 就学前、学童期における保育の質と量の確保に加え、保護者が安心して働きながら子育てできるつながりの創出や機会が必要です。 | 有 | 子育てに対する保護者意識は非常に大きく変化している。また国においても、2023年にこども家庭庁を設置し、様々な取組を実施している。今後、少子化の進展が予想される中で、国では「保育の質」の充実に重点を置いていることから、本市においても、引き続き「保育の量」の確保と「保育の質」の向上に取り組んでいく必要がある。 | 共働き世帯の増加、核家族化、 育児休暇制度の充実等により、子育てを取り巻く社会状況、子育てに対する保護者の考え方も多様化しています。 本市においても、保育所入所を希望する世帯が増加する一方で、待機児童の解消が図れずに続いている現状があります。 また多様化する保護者ニーズへの対応、保育の質の向上も重要になっています。 保護者が安心して、働きながら子育てできるよう子育て環境の充実が必要です。 | ●ニーズに応じた保育や学童保育の量の確保を行う ●子育て家庭が安心して相談できる場や機会の提供、子育て情報の発信を行う（P.21再掲） | 無 | 「保育の量」の確保と「保育の質」の向上に取り組んでいく必要があるため。 | | 子ども家庭応援部 | 22-23 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|------------------|------------------------------------|---|-------|---|---|----------------|---|-------------|------------------|--|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 4 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの健康と安全が保たれている | ① 健診などによる疾病の早期発見・予防など子どもの健康づくりを進める | <p>子どもの心身の健康を保持するためには、疾病の早期発見と予防を図ることに加えて規則正しい生活習慣を身につけることが大切です。</p> <p>う歯（虫歯）のある子どもの割合は減少傾向にあります。歯や口腔も含めた定期的な健診など子どもの健康管理を行うとともに、保護者の生活習慣の見直しが必要です。</p> | 無 | 学校健診は、学校教育の円滑な実施とその成果を確保することを目的に実施されるもので、子どもの健康状態の把握、学校における健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割があることから変更する必要がない。 | <p>●健康診断等により、疾病などの早期発見と予防を図り、子どもの健康管理を支援する</p> | 無 | 子どもの健康状態の把握、学校における健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割があることから変更する必要がないため。 | 教育総務部 | 24-25 | | | |
| | | | | | 無 | 例年実施。（こどもの心身の健康を保持するためには、疾病の早期発見と予防を図ることに加えて規則正しい生活習慣を身につけることが大切であるため） | | 無 | 例年実施。（こどもの心身の健康を保持するためには、疾病の早期発見と予防を図ることに加えて規則正しい生活習慣を身につけることが大切であるため） | | | | | |
| 5 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの健康と安全が保たれている | ② 食育や体力づくりなど子どもの健康な身体づくりを進める | <p>乳幼児期は、基本的な生活習慣を身につけ、学童・思春期は、きちんと食べ、よく遊び、よく学び元気にのびのび育つ環境を整えることが、子どもの発育や成長を促すことにつながります。</p> <p>本市においては、毎日朝食を食べる児童生徒の割合は、増加傾向にありますが、全国平均より低いと、引き続き、適切な食習慣の理解促進が必要です。</p> <p>また、健全な発達・成長を支える体力づくりについても、学校と連携した取組などの推進を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上をめざすことが求められています。</p> | 無 | 毎日朝食を食べる児童生徒の割合は、増加傾向にあるが、全国平均より低いと、引き続き、適切な食習慣の理解促進が必要のため。また、健全な発達・成長を支える体力づくりについても、さらなる児童生徒の体力・運動能力の向上をめざすことが求められるため。 | <p>●学校生活全般において食育を推進する</p> <p>●運動を通じた体力向上を推進する</p> | 無 | 今後、食育及び体力向上を推進する必要があるため。 | 学校教育部 | 24-25 | | | |
| | | | | | 無 | 学校給食には、適切な栄養の摂取により健康の保持増進を図ることだけに限らず、社交性及び協同の精神を養うこと、食文化についての理解を深めることなども目標としていることから、変更する必要がない。 | | 無 | 学校給食は、子どもの健康の保持増進を図ることだけでなく、社交性及び協同性の涵養、食文化についての理解を深めることなども目標としていることから、役割として継続して必要。 | | | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|---------------------|---|--|-------|---|---|---|-------|---|--|----------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 6 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの健康と安全が保たれている | ③ 登下校をはじめ、子どもが安全に学校や地域で過ごせる環境づくりを進める | 全国各地で子どもが巻き込まれる痛ましい事故や事件が発生しています。このような中、小学校や幼稚園、保育所などの施設や通学路、さらには地域社会における安全確保のため、学校・家庭・地域の関係機関や団体が密接に連携して、登下校時や地域内における見守り、子どもの安全な遊び場の確保の取組を強化する必要があります。 | 無 | 子どもたちの安全確保のために、関係機関との連携等が重要であることは変わらないため。 | | ●通学路の巡回パトロールなど、学校や登下校時、地域での安全対策を実施する ●地域で安心して遊べる環境を整える | 無 | 子どもたちの安全確保のために果たすべき役割を謳っているため。 | | 生涯学習部 | 26-27 | |
| | | | | | 無 | この項目における所管の「現状と課題」は変わっていないため。 | | ●交通事故を未然に防ぐために必要な空間や施設等を整備する（P.67再掲） ●地域のコミュニティ活動を支援するとともに、市民活動に参加しやすい環境づくりを進める（P.101再掲） | 有 | この項目における建設部が果たすべき役割について、公園緑地の再編・適正配置に合わせて変更する。 | ●市民に親しまれ、安心して遊べる親水空間や公園づくりを推進する（P.81再掲） →もとの記載が児童遊園の維持管理を指していたが、その児童遊園が今後公園に整理される | 建設部 | 26-27 | |
| 7 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの健康と安全が保たれている | ④ 障害のある子どもの発達支援とともに、家庭生活での負担軽減を進める | 発達障害等により発達に支援を要する子どもが増加する中、障害の早期発見と早期療育の充実など、保護者のニーズに合った入所児童の支援体制の強化を図るとともに、相談体制の強化が求められています。 | 無 | 例年継続して実施。 （精神発達に課題のある子どもを早期に発見し、適切な療育や就学支援に繋げていく必要があるため。） | | ●総合通園センターなど、障害のある子どもと家庭の支援体制を強化する | 有 | 5歳児健康診査（精神発達面の把握が主な目的）の開始により、これまで以上に、精神発達に課題のある子どもを早期に発見し、療育や就学支援等に繋げる機会を増やすため。 | ●乳幼児健康診査などにおいて、発達課題を早期に発見し、発達相談や療育等の必要な支援につなげる | 子ども家庭応援部 | 26-27 | |
| 8 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの健康と安全が保たれている | ⑤ 育てにくさを感じる親への支援や、児童虐待に関する相談の充実、早期発見・早期対応を進める | 子どものいる家庭では、経済的不安、育児不安、育児に伴う負担などのストレスや核家族化、新型コロナウイルス感染症などの影響に伴う社会的孤立により、弱者である子どもへの虐待が発生するケースがあります。 本市における早期発見による通告件数は増加しており、関係機関と連携しながら継続的支援や見守りを必要とする案件の割合も増加しています。 子どもへの虐待を未然に防ぐための啓発活動とともに、様々な分野における既存の相談援助活動を有機的にネットワーク化し、継続的なソーシャルワークを行うことが求められています。 | 有 | こどものいる家庭の社会的孤立化において、新型コロナウイルス感染症による影響はほぼなくなったため。 | こどものいる家庭では、経済的不安、育児不安、育児に伴う負担などのストレスや核家族化などの影響に伴う社会的孤立により、弱者である子どもへの虐待が発生するケースがあります。 本市における早期発見による通告件数は増加しており、関係機関と連携しながら継続的支援や見守りを必要とする案件の割合も増加しています。 子どもへの虐待を未然に防ぐための啓発活動とともに、様々な分野における既存の相談援助活動を有機的にネットワーク化し、継続的なソーシャルワークを行うことが求められています。 | ●児童虐待に関する相談や早期発見・早期対応等の体制を強化するなど、児童福祉に関する取組を支援する | 無 | 例年継続して実施。 | | 子ども家庭応援部 | 28-29 | |
| 9 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの個性や能力が豊かに育まれている | ① 適正な就学・就園や経済的な支援により教育の機会を確保する | 幼児・児童・生徒が、家庭の経済状況などに左右されず、誰もが安心して学べる環境が必要です。 近年、就学奨励の認定率の低下がみられますが、家庭環境の複雑化や経済状況が悪化している家庭の増加に対応するため、引き続き、柔軟な支援、対応が求められています。 また、少子化に伴う学校当たりの児童数・生徒数の減少などに対応するため、子どもの通学環境などに配慮しつつ、適正な規模の学校施設と適正な学校配置を進める必要があります。 | 無 | 経済的な理由に左右されることなく、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにするため、変更する必要がない。 | | ●安心して通学・通園できる環境を整える ●経済的な支援を行う | 無 | 経済的な理由に左右されることなく、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるための取組として必要。 | | 教育総務部 | 30-31 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|---------------------|----------------------------|--|-------|--|-----------------------|---|-------|---|--|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 10 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの個性や能力が豊かに育まれている | ② 子ども一人ひとりが輝くための適切な教育支援を行う | 一人ひとりが自立し、社会の一員として主体的に行動し、活躍するためには、それぞれの子どもがもつ個性や能力を伸ばすとともに、それらを発揮できる環境づくりが必要です。 つまり、「確かな学力」をはじめとした「生きる力」の育成であり、一人ひとりに目を向けた教育が重要です。 本市における学力状況は依然として厳しく、これを克服することが喫緊の課題である一方、ICT技術を活用した教育の充実やそれぞれの子どもたちが輝く取組を、学校と家庭、地域が連携・協力して支援することが求められています。 | 無 | 確かな学力の向上をさらに充実するため。 | | ●データを利活用するなど、子ども一人ひとりにきめ細やかな指導を行い、基礎学力の向上を図る ●子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行う ●子どもたちの心の成長のために、様々な体験を行える機会や場をつくる（P.33再掲） ●学校と地域が一体となって、地域の教育力の向上を図る（P.33再掲） | 無 | 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、さらなる適切な支援を行うことが重要なため。 | | 学校教育部 | 30-31 | |
| | | | | | 無 | 子ども一人ひとりが輝く社会を作るためには、個々の能力や個性を伸ばすとともに、それらを発揮できる環境づくりが必要であるため。 | | | 無 | 個々の能力や個性を伸ばすとともに、それらを発揮できる環境づくりが必要であるため。 | | 教育総務部 | 30-31 | |
| 11 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの個性や能力が豊かに育まれている | ③ 学校園の適正な維持管理や魅力ある運営を行う | 少子化や学校施設の老朽化など、学校を取り巻く環境が変化しています。このような中、将来を見据えた計画的な学校施設の維持管理・充実を図ることは、次代を担う子どもたちの人間形成の礎をなす上で重要なテーマです。 また、学校施設環境の向上だけではなく、教員研修の充実などにより、「主体的・対話的で深い学び」の実践を図り、学校の魅力向上につなげる必要があります。 | 無 | 少子化による学校の小規模化が進展する中、社会性や共同性を育む上で重要となる集団による教育活動が実施しにくい状況があるため。 | | ●児童生徒が安全かつ快適に学べる学校施設環境を整える ●教育行政を円滑かつ効果的に運営し、活力ある学校づくりを進める | 無 | 少子化による学校の小規模化が進展する中、社会性や共同性を育む上で重要となる集団による教育活動が実施しにくい状況があるため。 | | 教育総務部 | 32-33 | |
| | | | | | 無 | 現状が大きく変わっており、課題は普遍的なものであるため。また、第1期基本計画を参酌して策定した「第3期岸和田市教育大綱」が進行中であり、その成果や新たな課題が明らかになっていないため。 | | | 無 | 総合教育会議の果たすべき役割が網羅できているため。 | | 総合政策部 | 32-33 | |
| 12 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの個性や能力が豊かに育まれている | ④ 地域と連携し、子どもの社会的な心を育む | 心身ともに健全に子どもが育つためには、よく遊び、よく学ぶことのできる、のびのびとした環境とともに、他者を理解する心の醸成が大切です。 近年は、都市化に伴う地域コミュニティの希薄化が進んでおり、子どもが異なる世代の人たちや社会との関わりをもつ機会が徐々に少なくなっていますが、子どもが社会性を身につけるためには、家庭や学校だけではなく、地域活動などを通して学び、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりが求められています。 | 無 | 子どもの社会的な心を育むために、地域全体で守り育てる重要性は変わらないため。 | | ●子どもたちの心の成長のために、様々な体験を行える機会や場をつくる ●学校と地域が一体となって、地域の教育力の向上を図る ●児童生徒の不安や悩みに対する相談・指導の体制を整える ●地域のコミュニティ活動を支援するとともに、市民活動に参加しやすい環境づくりを進める（P.101再掲） ●困ったときに、地域の中でお互いに助けあえる関係づくりを支援する（P.57再掲） | 有 | 子どもたちの社会的な心を育むために果たすべき役割を謳っているため。 | ●学校と地域が一体となって家庭と連携し、地域の教育力の向上を図る →参考資料1-1 | 生涯学習部 | 32-33 | |
| | | | | | 無 | コミュニティスクールについては、今後どのように取り入れていくか検討が必要のため。 | | | 無 | コミュニティスクールについては、今後どのように取り入れていくか検討が必要のため。 | | 学校教育部 | 32-33 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|--------------------------|--|---|-------|---|-----------------------|---|-------|--|------------------|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 13 | 岸和田の次世代を育むまち | 子どもの個性や能力が豊かに育まれている | ⑤ 地域の産業を担う人材育成を進める | 産業分野をはじめ、地域社会に貢献できる人材の育成をめざすため、市立産業高等学校においては、時代のニーズに応じた専門教育の充実や地域と連携した取組を進めることが必要です。 | 無 | 学校が定める生徒像に基づき、合致する生徒を優先的に合格とする学校特色枠が設定されるなど、入試制度改革により、今まで以上に学校の魅力が求められている。時代のニーズに応じた取組を引き続き進めていくことが必要のため。 | | ●時代を先取りする中等・高等教育の機会や場、教育内容の充実を図る | 無 | 入試制度改革により、今まで以上に学校の魅力が求められている中、時代のニーズに応じた取組を引き続き進めていくことが必要のため。 | | 教育総務部 | 34-35 | |
| 14 | 岸和田の次世代を育むまち | 生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている | ① 様々な学びの活動や知識、経験の活用を進めるとともに、コミュニティのつながりを創出する | 人生100年時代の到来が予測される中、価値観の多様化が一段と進み、豊かでやり多し人生を過ごすため、人生のどの時期においても「自ら学ぶ喜び」を得ることができ生涯学習社会の実現が重要であり、学習の自由と多様性が、岸和田の人づくり・まちづくりにつながっていきます。 一方で、社会教育施設の老朽化の進行や利用者が減少している現状があります。そこで、新たな学びや自由な学びの場、また人々がつながる新しいコミュニティの場としていくため、時代にあった社会教育施設のあり方や活用方法について考えていくことが必要です。 | 無 | 生涯学習社会の実現に向けた重要性や、その活動場所である社会教育施設の実態等も捉えているため。 | | ●様々な学習を手軽に行える機会を提供する ●多くの市民が学べる環境（場）を整える | 無 | 様々な学習機会の創出や環境（場）整備のために果たすべき役割を謳っているため。 | | 生涯学習部 | 36-37 | |
| 15 | 岸和田の次世代を育むまち | 生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている | ② スポーツへの親しみ向上や参画を進めるとともに、スポーツで活躍できる環境づくりを進める | 市民の運動・スポーツの年間実施率をみると、40代以下の比較的若い世代の実施率が低い傾向にあります。 市民一人ひとりの多様なライフスタイルやライフステージに応じた運動・スポーツの機会や場の充実、きっかけづくりを通じて、「全世代の体力向上」を図っていくことが必要です。 | 無 | 全世代の体力向上を図っていく必要性は変わらないため。 | | ●スポーツ活動に参加できる機会を提供する ●安全にスポーツができる環境（場）を整える | 無 | スポーツ活動への参画や環境づくりのために果たすべき役割を謳っているため。 | | 生涯学習部 | 36-37 | |
| 16 | 岸和田の次世代を育むまち | 生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている | ③ 芸術や文化への親しみや参画の機会を通して、心の豊かさの醸成を図る | 本市では、多様な文化団体や市民による自発的・自主的な文化活動が展開されていますが、その一方で、少子高齢化により、文化活動を担う人材の減少が危惧されています。各文化団体においても、日常の活動の軸となる人材の高齢化や、後継となる人材の育成や確保などの課題に直面しています。 このような中、誰もが心豊かに暮らせる文化のまちの実現を図っていくためには、多くの市民が芸術・文化に触れる機会や場、市民一人ひとりが自発的に文化活動を行えるよう支援することが求められています。 | 無 | 令和7年度末で岸和田文化事業協会が団体の活動継続が困難なため解散することとなった。高齢化や文化活動を担う人材の減少は深刻な状況であるため。 | | ●芸術や文化に触れる機会を提供する ●芸術や文化に触れる環境（場）を整える ●子どもたちの心の成長のために、様々な体験を行える機会や場をつくる（P.33再掲） | 無 | アウトリーチや演奏会、指定管理者による企画提案事業等で芸術や伝統芸能等に触れる機会の提供を継続する。 | | 魅力創造部 | 38-39 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|-------------------------|---------------------------|--|-------|--|--|--|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 17 | 岸和田の次世代を育むまち | 誰もが社会参加し、活躍できる場がつけられている | ① 働きたい人の就労機会の確保を進める | 新型コロナウイルス感染症の影響などから、ハローワーク岸和田管内の有効求人倍率が低下しています。働く意欲のある人に、働く機会や場の安定確保を図るためには、就労困難者に対する就労支援をはじめ、職を求めると、企業の求める人材のミスマッチの解消などに取り組んでいくことが必要です。 | 有 | 新型コロナウイルスの影響はなくなった。ハローワーク岸和田管内の有効求人倍率の低下傾向に変わりなし。（多様な働き方の需要や他の求人サイトの充実等が要因として考えられる） | 前期中に続き、ハローワーク岸和田管内の有効求人倍率が低下しています。働く意欲のある人に、働く機会や場の安定確保を図るためには、就労困難者に対する就労支援をはじめ、職を求めると、企業の求める人材のミスマッチの解消などに取り組んでいくことが必要です。 | ●就労困難者の地域での雇用を創出するための支援を行う | 無 | 就労困難者への支援や、市内企業の就労促進となる支援を継続する。 | 魅力創造部 | 40-41 | | |
| 18 | 岸和田の次世代を育むまち | 誰もが社会参加し、活躍できる場がつけられている | ② 市内事業所の労働環境の向上を進める | 本市には、景気の変動などによる影響を受けやすい中小企業が多くあります。そのような中、労働条件や福利厚生面などにおいて、すべての人に働きがいがあり、新しい生活様式に対応した労働環境など、ワーク・ライフ・バランスが保たれた労働環境の実現が求められています。 | 無 | 現状・課題等変更なし | | ●市内事業所の勤労者の福祉対策を支援する ●市内で働く労働者の権利が守られる環境づくりを支援する | 無 | 中小企業の福利厚生や、労働相談等、労働環境の充実に向けた支援を継続する。 | 魅力創造部 | 40-41 | | |
| 19 | 岸和田の次世代を育むまち | 誰もが社会参加し、活躍できる場がつけられている | ③ 障害者の就労支援の充実と生きがいづくりを進める | 障害者就労支援施策の充実や障害者の就労意欲の高まりを受け、企業などにおいて働く障害者の数は年々増加しています。引き続き、障害者の外出の機会や、障害者が従事できる仕事を増やすなど、余暇活動や就労などを通して生きがいを感じながら生活できるよう、社会全体で様々な支援が必要です。 | 無 | 就労継続支援サービス利用者は増加している。外出支援である移動支援サービス利用者も増加傾向にある。余暇活動や就労といった社会参加の充実がより求められており、障害福祉サービス利用者は増加しているが、介護人材不足などの課題がある。 | ●障害に対する理解を促進するとともに、障害者の雇用や社会参加の機会・場を充実させる ●障害者福祉団体などの取組を支援する | 無 | 引き続き、関係機関や事業所等と連携し、就労支援や余暇活動支援を行っていく。 | 福祉部 | 42-43 | | | |
| 20 | 岸和田の次世代を育むまち | 誰もが社会参加し、活躍できる場がつけられている | ④ 高齢者の雇用促進と生きがいづくりを進める | 平均寿命の伸長に伴い、社会や地域に貢献したいと考えている元気な高齢者や、働けるうちは働きたいと就労を希望する高齢者が増えています。就労や様々な社会活動へ参加することは、高齢者にとって豊かな人生を過ごすしていくための重要な要素であり、地域の担い手としても活躍していくことが期待されています。老人クラブの会員数やシルバー人材センターへの登録者数は減少傾向にありますが、ニーズにあった業務の拡大など、引き続き、高齢者が長年培った経験や知識、能力などを、就労や地域活動などに活かせるような環境を整えることが必要です。 | 有 | デジタル化が進むことにより増えた課題があるので、一部追記が必要。 | 平均寿命の伸長に伴い、社会や地域に貢献したいと考えている元気な高齢者や、働けるうちは働きたいと就労を希望する高齢者が増えています。就労や様々な社会活動へ参加することは、高齢者にとって豊かな人生を過ごすしていくための重要な要素であり、地域の担い手としても活躍していくことが期待されています。老人クラブの会員数やシルバー人材センターへの登録者数は減少傾向にありますが、ニーズにあった業務の拡大など、引き続き、高齢者が長年培った経験や知識、能力などを、就労や地域活動などに活かせるような環境を整えることが必要です。 今後、社会参加をするにあたっては、デジタル活用がますます進むことが想定され、高齢者のデジタルデバイス解消が大きな課題となります。 | ●高齢者の就労や生きがいづくりを支援する ●様々な学習を手軽に行える機会を提供する（P.37再掲） | 無 | 行政は、これまで通りの支援を実施していく。 | 福祉部 | 42-43 | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------|--|--|--|--|---|--|---|------------------|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 21 | 岸和田の次世代を育むまち | 郷土の歴史や文化が引き継がれている | ① 郷土の歴史や文化に触れる機会をつくる | 郷土の歴史や文化に触れることは、豊かな人間性や創造性の構築、郷土への愛着に大きく影響します。 また、郷土の歴史や文化を保存するだけでなく、観光施策と連携するなど、これまで以上に活用していくことも重要です。 そのためには、まず、文化を通じて郷土の歴史に触れる機会を創出し、市民みんなの理解を深めることが求められています。 | 無 | 郷土の歴史に触れる機会を創出し、市民みんなの理解を深めることが求められていることには変わりはないため。 | | ●郷土の歴史や文化に触れることができる環境をつくる ●地域資源やまちづくりの情報を収集し、発信を効果的に行う（P.93再掲） | 無 | 郷土の歴史や文化に触れる機会をつくるために果たすべき役割を謳っているため。 | | 生涯学習部 | 44-45 | |
| 22 | 岸和田の次世代を育むまち | 郷土の歴史や文化が引き継がれている | ② 岸和田の歴史や文化の保存・活用を進める | 人々と地域との関係性が希薄になりつつある中、あらためて私たちの郷土に残る文化財などを保存・活用し、郷土への愛着を醸成する必要があります。 また、本市には数多くの文化財が分布しており、市民みんなの郷土への理解を深めるためにも、歴史や文化のさらなる発信が求められています。 | 無 | 郷土に残る文化財などを保存・活用することや、歴史や文化のさらなる発信が求められていることには変わりはないため。 | | ●岸和田の歴史や文化財を保存・活用する | 無 | 岸和田の歴史や文化の保存・活用のために果たすべき役割を謳っているため。 | | 生涯学習部 | 44-45 | |
| | | | | | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | まちづくり推進部 | 44-45 | | |
| 23 | 健康で自分らしく生きられるまち | 健康意識の向上とともに、介護予防が進められ、心身の健康が維持・増進している | ① 健康意識の向上や重症化予防など疾病予防を進める | 高齢化の進展に伴い、社会保障費の増大への対応や、個人の生活の質の向上などの重要性が高まっています。 健康の維持・増進には、運動機会の確保や栄養バランスのよい食生活などをはじめとした正しい生活習慣を身につけることが大切です。 また、日本人の死亡原因の約3分の1を占める悪性新生物（がん）に関して、本市の検診受診率は低い状況です。 生活習慣病やストレスの心身への影響などといった昨今の疾病構造の変化も踏まえ、市民の健康意識の向上とともに、疾病の早期発見・予防を進めることが求められています。 | 無 | がん検診の受診率向上のため、個別の受診勧奨案内を送付し、未受診者には再度受診勧奨案内を送付するなどしている。また、生活習慣の改善など、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、市民の健康意識の向上に取り組んでいる。 | 高年齢化の進展に伴い、高年齢者が自立した生活を維持し、要介護状態に至るのを防ぐよう、介護予防の必要性が高まるとともに、社会保障費の増大への対応、個人の生活の質の向上などの重要性が高まっています。 健康の維持・増進には、運動機会の確保や栄養バランスのよい食生活などをはじめとした正しい生活習慣を身につけることが大切です。 また、日本人の死亡原因の約3分の1を占める悪性新生物（がん）に関して、本市の検診受診率は低い状況です。 生活習慣病やストレスの心身への影響などといった昨今の疾病構造の変化も踏まえ、市民の健康意識の向上とともに、疾病の早期発見・予防を進めることが求められています。 | ●データの利活用や情報発信などにより、市民の健康意識を高め、自主的な健康づくりを支援する ●薬物防止や自殺予防など心の健康管理を支援する ●介護予防の適切な推進を図る ●疾病などの早期発見と予防を推進する ●国民健康保険制度を適正かつ安定的に運営する（P.59再掲） ●高齢者の医療制度を適正かつ安定的に運営する（P.59再掲） | 無 | 岸和田市保健計画ウエルエージング関連事業の実施などにより市民の健康づくりを支援している。 また、自殺対策関連の講演会や相談会を開催するなど、心の健康管理を支援している。 | | 市民健康部 | 48-49 | |
| | | | | 有 | 予防には、疾病予防・重度化以外に、要支援状態の高齢者が要介護状態に至るのを防ぐ目的もあるため、必要性を記載した。 | 有 | | | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月1日より施行されたため追記。 【追加】 ●認知症の理解を深める取組を推進する（P.61再掲） | 福祉部 | 48-49 | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|---|---|--|-------|---|-----------------------|--|-------|---|------------------|---------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 24 | 健康で自分らしく生きられるまち | 医療サービスを受ける環境が整うとともに、緊急時にも医療が受けられる状態になっている | ① 医療体制の充実により、必要なときに必要な医療が受けられる環境づくりを進める | 市民の健康を維持・増進させるためには、健康増進、疾病予防、治療・入院といった一般的な保健医療サービスに加え、救急医療も含めた医療サービスが必要となるときに必要な人へ提供できる状態を保つことが重要です。 本市においては、市立岸和田市民病院をはじめ、多くの病院や一般診療所、歯科診療所があり、引き続き、それぞれの機能に応じた役割を果たしつつ、医療機関同士で連携していくことが必要です。 高齢化の進行に伴い、今後ますます介護・医療サービスの需要が高まる中、関係機関との連携強化、医療機器の高度化や高度専門医療施設の整備・拡充、かかりつけ医制度の推進等、市民がより安心して医療サービスを受けられるよう、地域医療体制を確立することが求められます。 また、救命率を高めるためにも、市民による救急車の適正な利用や、市民の応急処置の知識や技術の習得の推進が必要です。 | 無 | 市民病院として、市民に安心・安全で必要とされる医療を提供する役割に変更はない、地域医療連携強化も引き続き必要のため。 | | ●二次医療機関（地域の基幹病院）としての市民病院の診療体制を整える ●常に、必要な医療サービスを必要ときに提供できる地域医療の体制を整える ●いざというときに応急処置や救急医療が受けられる体制を整える ●自立した生活を支える障害福祉サービスなどを提供する（P.61再掲） | 無 | 市民に安心・安全で必要とされる医療を提供する役割に変更はないため。 | | 市民病院事務局 | 50-51 | |
| | | | | 高齢化の進行に伴い、今後ますます介護・医療サービスの需要が高まる中、関係機関との連携強化、医療機器の高度化や高度専門医療施設の整備・拡充、かかりつけ医制度の推進等、市民がより安心して医療サービスを受けられるよう、地域医療体制を確立することが求められます。 また、救命率を高めるためにも、市民による救急車の適正な利用や、市民の応急処置の知識や技術の習得の推進が必要です。 | 無 | 救急車の適正利用、応急手当の普及啓発は引き続き取り組む必要があるため。 | | 引き続き、応急処置や救急医療が受けられる体制を整備するため。 | | 消防本部 | 50-51 | | | |
| 25 | 健康で自分らしく生きられるまち | 平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている | ① 個々の人権や多様な価値観の尊重意識を広げるとともに、多文化に触れる機会を創出し、他者理解を促進する | 年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人々が寛容性をもって、お互いを認めあうことが大切です。 そして、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される、差別のない多様性を尊重した社会の実現が求められています。 | 無 | 左記の内容は、人権施策推進プランにおける基本理念の実現に必要な内容となっている。現状は依然として様々な人権問題が存在しており、差別のない多様性を尊重した社会の実現は、自分らしく生活できる基盤となり、今後も継続的な取組が必要であるため。 | | ●多様な価値観の醸成のための機会を創出するとともに、人権問題の解決を図るための相談体制を整える ●新たな人権問題の解決を図るための検討を進め、共生のまちづくりを推進する ●多文化に触れる機会や場を創出するなど、他者理解を促進する | 無 | 人権施策推進プランは岸和田市総合計画を上位計画とし、本市のあらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるための行動計画として位置づけているが、左記の内容はプランの人権施策の基本方針と合致しているため。 | | 市民健康部 | 52-53 | |
| | | | | 外国人の居住者も増加傾向であり、性別や障害等、更に価値観の多様性は高まっている。 | 無 | | | 価値観の相違を理解するためには体験が肝要。各文化団体への支援や国際交流などにより、異なる価値観に触れる機会の提供を継続する。 | | 魅力創造部 | 52-53 | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|---|------------------------------|--|-------|---|-----------------------|---|--------------------------------|---|-----------------------|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 26 | 健康で自分らしく生きられるまち | 平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている | ② 男女共同参画の取組を進める | 職場や家庭などにおいては、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会の制度や慣習が依然として残っています。 このような状況を改善するため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの意思によって個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の早期実現が求められています。 | 無 | 左記の内容は、男女共同参画推進プランにおける基本理念の実現に必要な内容となっている。 現状は依然として性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣習が残っており、男女共同参画社会の実現は、まちの活力向上にも不可欠であり、今後も継続的な取組が必要であるため。 | | ●あらゆる分野において男女がともに参画できる環境を整えるとともに、男女共同参画の意識づくりのため学習機会の提供や情報発信を行う ●DVの予防啓発とDV被害者の支援を行う | 有 | 男女共同参画推進プランは岸和田市総合計画を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図っているが、令和7年度のプラン中間見直しに伴い「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画を包含することとなったことから、その内容を反映させるため。 | ●DVの予防啓発とDV被害者等の支援を行う | 市民健康部 | 52-53 | |
| 27 | 健康で自分らしく生きられるまち | 平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている | ③ みんなが使いやすいデザインに配慮した施設環境をつくる | 近年、まちをユニバーサルデザイン化する考え方が浸透してきており、ノーマライゼーションの理念に基づいた、市民誰もが地域の中で当たり前暮らすことができる社会が求められています。 また、心理的・精神的な障壁を取り除くことに加え、道路や建物などにおいては物理的な障壁も取り除くなど、ユニバーサルデザイン化された社会の構築が必要です。 | 無 | 在宅の重度障害者等への住宅改造費補助の件数は4～8件で推移しており、今後も申請数の増加が見込まれる。 専門職（理学療法士）を派遣し、担当課に助言を行う事業であり、障害者支援課の判断が必要であるため。 | | ●公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する ●住宅等のユニバーサルデザイン化を支援する | 無 | 在宅の重度障害者等が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、日常生活の基礎となる住宅の改造についての補助を継続する。 専門職（理学療法士）を派遣し、担当課に助言を行う事業であり、障害者支援課の判断が必要であるため。 | | 福祉部 | 54-55 | |
| | | | | | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | 無 | | 方向性や役割に変更が無いため。 | まちづくり推進部 | 54-55 | | | |
| 28 | 健康で自分らしく生きられるまち | 平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている | ④ 平和への意識向上を進める | 二度にわたる世界大戦を経て、人類は平和の尊さを学びましたが、戦後、我が国においては暮らしが豊かになるとともに、平和であることが当たり前の生活を送っています。 しかし、世界では、国際テロや紛争などの脅威にさらされ、安寧とした日常を送ることのできない人々も多くいます。 平和の根底にあるのは、他者理解であることとその重要性を市民一人ひとりが再確認するとともに、相互に思いやりをもって平和に暮らせる社会の構築・維持が必要です。 | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | | ●平和の尊さを学べる機会や場をつくる ●戦争被害者などの福祉の推進を図る | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | | 市民健康部 | 54-55 | |
| | | | | | 無 | 戦後80年経過しても、世界的には、さまざまな紛争があり、平和への意識向上は、今後も必要である。 | 無 | | 戦後80年が経過し、事業が大きく展開されることは考えにくい。 | 福祉部 | 54-55 | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|----------------------------|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 29 | 健康で自分らしく生きられるまち | 地域で支えあい、助けあえる関係が築けている | ① 常日頃から、地域の中でお互いに助けあえる地域共生社会の関係づくりを進める | 近い将来訪れる超高齢社会や貧困問題等を背景に、生活上の支援を必要とする人々が増加し、その支援ニーズは多様化・複雑化しています。 一方、本市においても核家族化や都市化の進行により、市民相互のつながり・地域のつながりは希薄化しつつあります。 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するためには属性を問わない重層的な支援が必要であり、市民・事業者・行政などがともに手を取りあい、地域の中でお互いにつながり、助けあえる地域共生社会の実現が求められています。 | 有 | 厚生労働省からは、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の一つである中で、事業実施が目的化しているとの指摘がなされている。そのため、文言を修正する。 支援ニーズは変わらず多様化・複雑化しており、地域の間でも希薄化している。その為、引き続き地域共生社会の実現が求められているため。 | 近い将来訪れる超高齢社会や貧困問題等を背景に、生活上の支援を必要とする人々が増加し、その支援ニーズは多様化・複雑化しています。 一方、本市においても核家族化や単身世帯の増加、都市化の進行により、市民相互のつながり・地域のつながりは希薄化しつつあります。 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する必要があり、市民・事業者・行政などがともに手を取りあい、地域の中でお互いにつながり、助けあえる地域共生社会の実現が求められています。 | ●困ったときに、地域の中でお互いに助けあえる関係づくりを支援する ●属性にかかわらず重層的な支援体制を構築する ●在宅での生活を支援する取組を推進する ●子育て家庭が安心して相談できる場や機会の提供、子育て情報の発信を行う（P.21再掲） ●児童虐待に関する相談や早期発見・早期対応等の体制を強化するなど、児童福祉に関する取組を支援する（P.29再掲） ●学校と地域が一体となって、地域の教育力の向上を図る（P.33再掲） ●家族介護者を支援する（P.59再掲） ●地域のコミュニティ活動を支援するとともに、市民活動に参加しやすい環境づくりを進める（P.101再掲） | 有 | 厚生労働省からは、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の一つである中で、事業実施が目的化しているとの指摘がなされている。そのため、文言を修正する。 支援ニーズは変わらず多様化・複雑化しており、地域の間でも希薄化している。その為、引き続き地域共生社会の実現が求められているため。 | ●包括的な支援体制を整備する | 福祉部 | 56-57 | |
| 30 | 健康で自分らしく生きられるまち | 介護や医療保険、障害者支援の福祉サービスなど、誰もが必要な支援を受け安心してきている | ① その人らしい自立した生活につながる介護サービスを提供する | 超高齢社会の到来や長寿化の進展により、介護を必要とする人やその介護ニーズはますます増大しています。 一方、少子化等による介護者の減少や社会保障費の負担増加、家族介護者が抱える問題の多様化など、社会的な問題が顕在化しています。 そのような中、介護の必要な人がその人らしい自立した生活を送るためのより一層の支援が必要とされています。 | 無 | 超高齢社会、少子化、介護者の減少等の現状及び課題は、変わっていないため。 | | ●高齢者の自立と重症化予防につながる介護サービスの提供を支援し、介護保険制度を適正かつ安定的に運営する ●家族介護者を支援する | 無 | 超高齢社会、少子化、介護者の減少等の現状及び課題は、変わっていないため。 | 福祉部 | 58-59 | | |
| 31 | 健康で自分らしく生きられるまち | 介護や医療保険、障害者支援の福祉サービスなど、誰もが必要な支援を受け安心してきている | ② 医療保険制度を適切に運営する | 国民健康保険や後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の基礎として重要な役割を果たしています。 しかし、高齢層の被保険者の増加や医療の高度化等に伴う医療費の増大などにより、厳しい運営状況になることが想定されます。 今後も安定的な制度運営を確保するため、適切な保険料収納対策や医療費の適正化などが求められています。 | 有 | 状況の変化に沿って修正する。 | 国民健康保険や後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の基礎として重要な役割を果たしています。 しかしながら、社会保険の適用拡大や団塊の世代が後期高齢者に移行するなど、国民健康保険の被保険者は減少傾向にある一方、後期高齢者医療の被保険者は増加傾向にあり、今後も医療の高度化等に伴う医療費の増大など、より厳しい運営状況になることが想定されます。 今後も安定的な制度運営を確保するため、適切な保険料収納対策や医療費の適正化などが求められています。 | ●国民健康保険制度を適正かつ安定的に運営する ●高齢者の医療制度を適正かつ安定的に運営する | 無 | 制度として持続運営する必要があります。 | | 市民健康部 | 58-59 | |
| 32 | 健康で自分らしく生きられるまち | 介護や医療保険、障害者支援の福祉サービスなど、誰もが必要な支援を受け安心してきている | ③ 高齢者が自分らしく生活できる環境づくりを進める | 超高齢社会の中、高齢者の介護を高齢者が行うという老々介護や、障害者の介護を高齢者が行う老障介護などへの支援のあり方が問われています。 また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、その有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう支援することが必要です。 そのため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムを、より一層深化・推進することが求められています。 | 無 | 超高齢社会、少子化、介護者の減少等の現状及び課題は、変わっていないため。 | | ●地域での生活を支援する ●在宅生活が困難な高齢者を支援する ●高齢者が経済的に自立できる環境を整える ●高齢者の自立と重症化予防につながる介護サービスの提供を支援し、介護保険制度を適正かつ安定的に運営する（P.59再掲） | 有 | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月1日より施行されたため。 | 【追加】 ●認知症の理解を深める取組を推進する | 福祉部 | 60-61 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|--|-----------------------------|--|-------|--|---|---|---------------------------------------|---|--|----------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 33 | 健康で自分らしく生きられるまち | 介護や医療保険、障害者支援の福祉サービスなど、誰もが必要な支援を受け安心して暮らしている | ④ 障害者が自分らしく生活できる環境づくりを進める | 障害者が、自分らしく、地域社会で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供や地域社会でのサポートの充実が求められています。 また、事業者や団体、地域だけでは支えきれない暮らしの場の支援体制を整えることが求められています。 | 無 | 精神障害者（発達障害など）の増加や障害者虐待事案の増加や高齢者等の相談機関との連携も課題である。そのため、障害福祉サービスの提供や、委託相談支援事業所（6ヶ所）の設置、また様々な機関が参画する自立支援協議会で障害者等の自立した社会生活について協議する支援体制づくりを継続する。 | | ●自立した生活を支える障害福祉サービスなどを提供する ●重い障害によって生じる経済的な負担を軽減する ●医療的ケア児への支援を強化する ●情報弱者への健康情報などの発信を工夫する ●多様な価値観の醸成のための機会を創出するとともに、人権問題の解決を図るための相談体制を整える（P.53再掲） | 無 | 引き続き、各関係機関と連携し、障害者の自立した社会生活への支援等に努めていく。 | | 福祉部 | 60-61 | |
| 34 | 健康で自分らしく生きられるまち | 介護や医療保険、障害者支援の福祉サービスなど、誰もが必要な支援を受け安心して暮らしている | ⑤ 生活困窮者などに必要な支援を行う | 平成28年度以降、本市における生活保護の状況については、保護世帯数・保護率ともに減少傾向にありますが、さらなる高齢化の進展やその時の社会経済状況の変化により、今後、生活困窮者が増加することも想定されます。今後もより一層、必要な人が必要な支援を受け、適切なサービスが提供されることが求められています。 そのため、引き続き、生活困窮者に対する自立相談支援機関の窓口の周知を行うとともに、 積極的な相談支援活動を進める必要があります。 | 有 | 「ひきこもり」支援を意識して、アウトリーチによる支援を追記します。 | 平成28年度以降、本市における生活保護の状況については、保護世帯数・保護率ともに減少傾向にありますが、さらなる高齢化の進展やその時の社会経済状況の変化により、今後、生活困窮者が増加することも想定されます。今後もより一層、必要な人が必要な支援を受け、適切なサービスが提供されることが求められています。 そのため、引き続き、生活困窮者に対する自立相談支援機関の窓口の周知を行うとともに、 アウトリーチを含めた支援体制の強化を進める必要があります。 | ●生活に困窮する市民が安定した生活を送れるよう経済的支援や自立支援を行う | 無 | 法令上、行政の役割が明確化している。 | | 福祉部 | 62-63 | |
| 35 | 健康で自分らしく生きられるまち | 介護や医療保険、障害者支援の福祉サービスなど、誰もが必要な支援を受け安心して暮らしている | ⑥ 住宅困窮者に居住支援を行う | 性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず、誰もが住みやすい住環境の整備が必要です。 また、住宅困窮者に対しては、適切な住宅供給の支援を行うことが求められています。 | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | ●公営住宅等の供給を行い、暮らしの場を支える ●地域での生活を支援する（P.61再掲） | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | まちづくり推進部 | 62-63 | |
| 36 | 安全で安心して暮らせるまち | 事故や犯罪などに巻き込まれない生活が送れている | ① 交通マナーの向上や交通事故を防ぐ環境づくりを進める | 最新技術を活用した自動車の安全性能の向上などにより、交通事故件数は全国的に減少傾向にあります。 また、 先端技術を活用した新しい移動手段が生み出され 、生活がより便利になる一方、それに伴ったマナーやルール等の複雑化への対応等。 本市においても、引き続き、交通マナーの向上や交通事故を未然に防ぐ環境づくりが求められています。 | 有 | 自転車に関する法改正や新たな車両区分の創設による交通ルール等の複雑化への対応等。 | 最新技術を活用した自動車の安全性能の向上などにより、交通事故件数は全国的に減少傾向にあります。 また、 新しい移動手段により生活がより便利になる一方、新たな車両区分の創設や道路交通法改正による通行方法の複雑化などに伴い、それに伴ったマナーやルールの啓発・徹底が必要となります。 本市においても、引き続き、交通マナーの向上や交通事故を未然に防ぐ環境づくりが求められています。 | ●交通ルールやマナー、交通安全意識の高揚と対策を図る ●交通事故を未然に防ぐために必要な空間や施設等を整備する ● 地域での生活を支援する （P.61再掲） | 有 | 再掲されている項目との関係性が薄いため、その部分を削除する。 | ● 地域での生活を支援する （P.64再掲） →福祉有償運送共同運営を指しているが、課題への寄与度がわかりにくい | まちづくり推進部 | 66-67 | |
| | | | | | 無 | この項目における所管の「現状と課題」は変わっていないため。 | | 再掲されている項目との関係性が薄いため、その部分を削除する。 | ● 地域での生活を支援する （P.64再掲） （削除） | 建設部 | 66-67 | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|-------------------------------|---|--|-------|---|--|--|------------------------|-----------------------------------|------------------|----------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 37 | 安全で安心して暮らせるまち | 事故や犯罪などに巻き込まれない生活が送れている | ② 空き家対策や建築物の安全性の確保を行うとともに、良好な住環境の創出を進める | 近年、人口減少や住宅・建築物の老朽化などに伴って空き家が増加しており、住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されています。 本市においても、引き続き、空き家の予防や発生抑制、適正管理が行われるよう取り組むとともに、空き家の利活用を推進することが求められています。 また、完了検査の受検を促したり、違反建築物の是正を指導したりすることなどにより、建築物の安全性を確保することが求められています。 | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | ●危険な空き家の情報を把握するとともに、空き家の管理・利活用を支援する ●建築物の安全性を確保する ●良好な住環境の創出を促進する | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | まちづくり推進部 | 66-67 | |
| | | | | また、完了検査の受検を促したり、違反建築物の是正を指導したりすることなどにより、建築物の安全性を確保することが求められています。 | 無 | 所定の手続きを経ることで、法令順守はもとより、関係者に対する防火意識の醸成を図ることができるため。 | 無 | | 建築物に対する消防の役割に変化がないため。 | 消防本部 | 66-67 | | | |
| 38 | 安全で安心して暮らせるまち | 事故や犯罪などに巻き込まれない生活が送れている | ③ 防犯意識の向上とともに、犯罪防止につながる環境づくりを進める | 近年の全国における刑法犯認知件数は、戦後最少のペースで推移しています。一方で、刑法犯認知件数のうち、窃盗がその7割以上を占めるなど、住民に身近なところで犯罪が発生しています。 本市においても、引き続き、家庭・地域・行政などの関係機関が一体となった防犯体制の確立を図り、地域社会の犯罪抑止機能を高めていくことが求められています。 | 有 | 記載のデータに一部修正すべき点があるため（刑法犯認知件数のうち、窃盗の割合は7割を超えていない）。 | 近年の全国における刑法犯認知件数は、戦後最少のペースで推移しています。一方で、刑法犯認知件数のうち、窃盗がその7割ほどを占めるなど、住民に身近なところで犯罪が発生しています。 本市においても、引き続き、家庭・地域・行政などの関係機関が一体となった防犯体制の確立を図り、地域社会の犯罪抑止機能を高めていくことが求められています。 | ●市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪の防止に取り組む ●地域の自主活動を支援する | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | 市民健康部 | 68-69 | | |
| 39 | 安全で安心して暮らせるまち | 事故や犯罪などに巻き込まれない生活が送れている | ④ 安心してサービスや物の購入などの消費行動が行える環境づくりを進める | 近年、消費者を取り巻く社会情勢は、超高齢社会の到来、成人年齢の引下げ、高度情報化社会、国際化の進展などによって大きく変化しています。そして、これらの社会変化に伴い、発生するトラブルの内容が複雑化したり、低年齢の人がトラブルにあう傾向がみられます。 引き続き、市民が安全安心で豊かな消費生活を送ることができるよう、被害防止の啓発や相談体制の充実など、様々な取組を進めることが求められています。 | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | | ●安全な消費生活を送れるよう、情報提供や啓発、相談体制を充実させる | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | 市民健康部 | 68-69 | | |
| | | | | 引き続き、市民が安全安心で豊かな消費生活を送ることができるよう、被害防止の啓発や相談体制の充実など、様々な取組を進めることが求められています。 | 無 | 現状・課題等変更なし。 | 無 | | 消費生活の安全性確保のため継続して取り組む。 | 魅力創造部 | 68-69 | | | |
| 40 | 安全で安心して暮らせるまち | 災害などの非常時への準備が進められ、強靱な環境になっている | ① 災害被害を最小限にする強靱な基盤の整備を計画的に進める | 近い将来発生するといわれている南海トラフ巨大地震など、大規模な自然災害等が発生しても地域経済社会への被害を最小限にとどめ、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた強靱な地域をつくりあげることが求められています。 | 無 | 危機管理対策に終わりはなく、継続されていくものである。 | | ●自然災害などに備え、災害に強い社会基盤の整備を進める ●地震による建物の被害を最小限に抑えるための整備を進める ●浸水被害を最小限にするための整備を進める | 無 | 危機管理対策に終わりはなく、継続されていくものである。 | 危機管理部 | 70-71 | | |
| | | | | 近い将来発生するといわれている南海トラフ巨大地震など、大規模な自然災害等が発生しても地域経済社会への被害を最小限にとどめ、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた強靱な地域をつくりあげることが求められています。 | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | まちづくり推進部 | 70-71 | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------|---|-------|--|--|--|--|---|------------------|---------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 41 | 安全で安心して暮らせるまち | 災害などの非常時への準備が進められ、強靱な環境になっている | ② 発災時にみんなが迅速かつ柔軟に対応できる環境づくりを進める | 我が国は、台風や大雨、土砂災害、地震などの自然災害を受けやすい環境にあり、本市においても、平成30（2018）年の台風21号の記録的な暴風による被害が記憶に新しいところです。 一方、時間の経過とともに、市民の防災意識が薄まりつつあり、平常時からの意識啓発や準備、いざという時の地域で助けあえる仕組みづくりなど、災害に備えた取組を行うことが必要です。 そのためには、市民や地域、行政などが協力しあって取り組むとともに、海から山までという地理的な特性を踏まえて、それぞれの地域にあった取組や、お互いに助けあえる仕組みなどを構築することが求められています。 | 有 | 第2期なので、第1期に記載した個別災害を削除した。 | 我が国は、台風や大雨、土砂災害、地震などの自然災害を受けやすい環境にあり、 市民の防災意識は時間の経過とともに薄まるもので、平常時からの意識啓発や準備、いざという時の地域で助けあえる仕組みづくりなど、災害に備えた取組を行うことが必要です。 そのためには、市民や地域、行政などが協力しあって取り組むとともに、海から山までという地理的な特性を踏まえて、それぞれの地域にあった取組や、お互いに助けあえる仕組みなどを構築することが求められています。 | ●市民や地域の災害対応力を高める ●災害対応に必要な施設や物資を適切に配置する ●災害や武力攻撃事態などの危機事象の発生時に、情報発信をはじめ迅速に対応できる環境を整える ●災害被害者の暮らしの復旧を進めるための支援を行う | 無 | 各種団体及び市民に対して、防災意識の啓発は危機管理としての継続すべきテーマである。 | | 危機管理部 | 70-71 | |
| | | | | 災害を風化させずに次世代に引き継ぎ、地域特性を理解した防災力を身につけなければならないという考え方は、不変的でありかつ常に向上させて行かなければならないと考えるため。 | 無 | | | 無 | 災害に備えること、発災時の情報収集及び発信環境を整備することは、時代の変化に常に対応しその都度更新していかなければならないと考えるため。 | | 消防本部 | 70-71 | | |
| 42 | 安全で安心して暮らせるまち | 災害などの非常時への準備が進められ、強靱な環境になっている | ③ 火災予防や火災被害を最小限にする取組を進める | 火災は、住宅などの財産だけでなく、命までも奪う危険性があります。 本市においては、引き続き、消防機能の充実を図るとともに、市民意識の啓発など火災予防の取組を進めることが求められています。 | 無 | 火災予防と被害の最小化に関する考えは恒久的に変わるものではないため。 | | ●防火意識の醸成とともに、住宅・事業所・危険物施設の火災発生防止に努める ●消防行政を円滑に推進するとともに、職員の人材育成により消防活動能力の向上を図る | 無 | 火災予防と被害の最小化に関する考えは恒久的に変わるものではないため。 | | 消防本部 | 72-73 | |
| 43 | 人と自然が共生した住みよいまち | 良好な生活環境とともに、まちが美しくなっている | ① 環境汚染による健康被害の発生を防ぐ | 工場等への規制強化や下水道の整備が進み、良好な生活環境が形成されています。 しかし、今後、さらなる暮らしの利便性や住環境の質の向上に伴い、新たな物質等による大気汚染や水質汚濁が生じる懸念があるため、環境を汚染するおそれのある物質の監視が求められています。 また、悪臭や騒音などによる健康被害を防ぐため、一人ひとりが近隣環境に配慮し、行動することが必要です。 | 有 | 悪臭や騒音は生活環境への影響の方がウェイトが大きい。 | 工場等への規制強化や下水道の整備が進み、良好な生活環境が形成されています。 しかし、今後、さらなる暮らしの利便性や住環境の質の向上に伴い、新たな物質等による大気汚染や水質汚濁が生じる懸念があるため、環境を汚染するおそれのある物質の監視が求められています。 また、悪臭や騒音などによる生活環境への被害を防ぐため、一人ひとりが近隣環境に配慮し、行動することが必要です。 | ●環境汚染の状況を把握し、改善指導や啓発を行う ●幹線道路や市道の整備・管理を行い、適切な道路ネットワークを形成する（P.95再掲） ●計画的で適正な土地利用や都市施設の配置を誘導する（P.97再掲） | 無 | 環境関連法令に基づく指導については変更がないため。 | | 環境農林水産部 | 76-77 | |
| 44 | 人と自然が共生した住みよいまち | 良好な生活環境とともに、まちが美しくなっている | ② 安全安心な水を安定的に供給する | 安全安心な水を安定的に供給するため、適正な浄水処理や水質管理の徹底、老朽化した水道施設の適正な維持管理・更新を進めるとともに、水道施設の耐震化が求められています。 | 無 | 令和7年度より上水事業は、大阪広域水道企業団に統合されたが、課題は引き継がれ、今後も継続した安全安心な水供給を図っていく必要があるため。 | | ●安全安心で信頼される水を供給する | 無 | 令和7年度より上水事業は大阪広域水道企業団に統合されたが、企業団首長会議や運営協議会等にて、その役割を継続するとともに網羅されるため。 | | 下水道河川部 | 76-77 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|-------------------------|---------------------------|---|-------|---|--|---|---------|---|---|---------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 45 | 人と自然が共生した住みよいまち | 良好な生活環境とともに、まちが美しくなっている | ③ まちの美化を進める | <p>美化問題や公衆衛生においては、モラルの低下による不法投棄やポイ捨て、落書き、動物の糞害、また、生活排水及び工場排水等によって、身近な水路や河川、海の水質汚濁などが生じています。</p> <p>このような中、市民一人ひとりが不法投棄やポイ捨てなどをしないよう心がけるなど、マナー向上の意識をもつことが重要です。特に、落書きなどを生じさせない積極的な取組を進めることが必要です。</p> <p>また、下水道等の各処理施設における適正な処理機能を維持することなどにより、後世を担う子どもたちをはじめ、いつまでも安心して暮らすことができる、衛生的で美しいまちを持続することが求められています。</p> | 無 | 新規事業展開は予定しているが、現行の表現内で網羅できる。 | | <p>●衛生的で清潔なまちをつくる</p> <p>●下水道整備を進めるとともに、合併浄化槽への転換や下水道接続に関する支援を行うなど、水質汚濁を防止する</p> | 無 | 新規事業展開は予定しているが、現行の表現内で網羅できる。 | | 環境農林水産部 | 78-79 | |
| | | | | <p>令和6年度末時点で下水道人口普及率は96%越えであるが、引き続き100%を目指すと同時に生活排水の下水道接続を継続推進する必要があるため。</p> | 無 | | 「まちの美化を進める」という方向性において、下水道事業の役割が網羅されるため。 | | 下水道河川部 | 78-79 | | | | |
| 46 | 人と自然が共生した住みよいまち | 人が緑と触れあっている | ① まちの緑の適正な保全とまちの緑化を進める | <p>公園や緑地、水辺などは、市民にとって憩いや娯楽の空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市防災力の向上、地域コミュニティの交流機会の創出、生物の生息地となるなど、様々な機能を有しています。</p> <p>一方、公園や緑地等では十分な維持管理が困難になってきており、また、市街地やその周辺では住宅開発などによる都市化が進み、公園や緑地等の必要性が高まっているため、適正な維持管理や利便性の向上、街中でのみどりの創出が求められています。</p> | 無 | この項目における所管の「現状と課題」は変わっていないため。 | | <p>●市民の緑化意識の向上と地域緑化の推進を図る</p> <p>●市民に親しまれる親水空間や公園づくりを推進する</p> <p>●森林を適正に保全・活用する</p> | 有 | この項目における建設部が果たすべき役割について、公園緑地の再編・適正配置に合わせて変更する。 | ●市民に親しまれ、安心して遊べる親水空間や公園づくりを推進する →もとの記載が児童遊園の維持管理を指しており、その児童遊園が今後公園に整理される | 建設部 | 80-81 | |
| | | | | <p>防災の観点や森林保全を進めるため、森林環境譲与税の活用を鑑みた「危険森林等の整備」と「間伐等の森林の整備」に係る方策を着実に進めているため。</p> | 無 | | 森林管理に関する法令等により、公民それぞれが果たすべき役割を履行しているため。 | | 環境農林水産部 | 80-81 | | | | |
| 47 | 人と自然が共生した住みよいまち | 人が緑と触れあっている | ② 貴重な自然環境と生物多様性の保全・活用を進める | <p>本市には、ブナ林をはじめとした豊かな自然があり、里山保全活動も積極的に行われています。</p> <p>一方で、地球規模での気候変動や人間活動の発展により、世界各地で自然環境の減少や生物多様性の喪失が進行しつつあり、本市でもそれらに適応したより一層の保全と活用が求められています。</p> | 有 | <p>本市には、ブナ林をはじめとした豊かな自然があり、里山保全活動も積極的に行われています。</p> <p>一方で、人間活動に起因する地球規模での自然環境の減少や生物多様性の喪失は今もなお進行しており、本市でも自然環境を回復軌道に乗せるとともに、自然を活用した地域課題の解決や地域経済の振興が求められています。</p> | | <p>●市内にある貴重な自然環境を保全するとともに、生物多様性の保全につながる活動を支援する</p> <p>●水と緑をつなぐネットワークづくりを推進する</p> | 有 | 生物多様性保全から進歩した「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を取り入れる必要があるため。 | ●市内にある貴重な自然環境を保全するとともに、生物多様性の保全、自然を活用した地域課題の解決及び地域経済の振興につながる活動を支援する | 環境農林水産部 | 80-81 | |
| | | | | <p>世界各地で自然環境の減少や生物多様性の喪失が進行しており、本市もそれらに適応したより一層の保全と活用が求められていることに変わりはないため。</p> | 無 | | 貴重な自然環境と生物多様性の保全・活用を進めるために果たすべき役割を謳っているため。 | | 生涯学習部 | 80-81 | | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|------------------------------|---|---|-------|--|--|---|-------|--|------------------|---------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 48 | 人と自然が共生した住みよいまち | 環境の負荷を減らした循環共生型の地域社会がつけられている | ① ごみの減量や資源の有効活用など3R+Rを進める | 現代の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムにより、市民の暮らしは便利で豊かになりましたが、地球環境に大きな負荷をかける結果となっています。 限りある資源を大切に、引き続き「3R」の推進を行うとともに、新たな「R」にも配慮しながら、市民一人ひとりが身近な取組を進めていくことが求められています。 | 無 | 新規事業展開は予定しているが、現行の表現内で網羅できる。 | | ●3R+Rを周知するとともに、ごみの減量化や資源の有効活用を推進する ●ごみを適切に処理する | 無 | 新規事業展開は予定しているが、現行の表現内で網羅できる。 | | 環境農林水産部 | 82-83 | |
| 49 | 人と自然が共生した住みよいまち | 環境の負荷を減らした循環共生型の地域社会がつけられている | ② 省エネルギー化や再生可能エネルギーによる脱炭素を推進し、地球温暖化防止を進める | 地球温暖化が重要視される中、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減は、地球規模での喫緊の課題であり、国や本市においても2050年のカーボンニュートラルの実現をめざした取組を進めています。 環境を守り、次世代に引き継いでいくために、 省エネルギー化や脱炭素社会の実現に向けて 、市民一人ひとりが地球環境への関心を持ち、環境に配慮した生活を営むことや、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を構築していくことが求められています。 | 有 | 「炭素の固定・吸収」について述べられていないため。また、脱炭素社会実現の取組のひとつが省エネルギー化であるため（省エネ化と脱炭素社会の実現は並列ではない）。 | 地球温暖化が重要視される中、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減は、地球規模での喫緊の課題であり、国や本市においても2050年のカーボンニュートラルの実現をめざした取組を進めています。 環境を守り、次世代に引き継いでいくために、 省エネ、再生可能エネルギーの創出及び炭素の固定・吸収の推進による脱炭素社会の実現に向けて 、市民一人ひとりが地球環境への関心を持ち、環境に配慮した生活を営むことや、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を構築していくことが求められています。 | ●省エネルギー化や再生可能エネルギーの推進による地球温暖化対策を推進する | 有 | 「炭素の固定・吸収」について述べられていないため。 ●省エネ、再生可能エネルギーの創出、及び炭素の固定・吸収等の地球温暖化対策を推進する | | 環境農林水産部 | 82-83 | |
| 50 | にぎわいと活力を創造するまち | 活発な経済活動が行われている | ① 地域の事業者や個人事業主が活躍し、事業継続ができる環境づくりを進める | 本市には、農林水産業をはじめ、製造業、小売業など、様々な事業者が事業を行っています。 また、地域に密着した事業者や個人事業主は、多様化する課題に対応した製品・サービスの提供や、雇用機会の創出を行うなど、地域活性化にとって必要不可欠な存在です。 そのため、引き続き、事業者のセールスポイントを見つけ、具体的な売上アップのアドバイスによる伴走支援など、事業者や個人事業主の「稼ぐ力」を向上させる支援を行い、地域活性化につなげることが求められています。 | 無 | 現状・課題等変更なし。 | | ●事業者等の経営や活動を支援する ●地域資源やまちづくりの情報を収集し、発信を効果的に行う（P.93再掲） | 無 | 中小企業に対する補助金交付や「岸和田ブランド」を推進し、地域事業者の「稼ぐ力」の向上を目指し支援を継続する。 | | 魅力創造部 | 86-87 | |
| 51 | にぎわいと活力を創造するまち | 活発な経済活動が行われている | ② 新たに市内で創業する事業者や個人事業主が、活動しやすい環境づくりを進める | 産業の新陳代謝を進め、地域の活力を強化するためには、企業誘致や創業を促進し、新たな事業者を増やしていくことが重要です。 そのため、広域幹線道路の整備とあわせた土地の利活用などによる新しい企業立地の促進や、創業時の事務手続きをはじめ、ビジネスモデルの構築、資金調達など、多角的に支援していくことが求められています。 | 無 | 伴走支援（Kishi-biz）を利用する事業者の状況を検証し、需要を再確認したため。 | | ●企業誘致や創業を支援する ●地域資源やまちづくりの情報を収集し、発信を効果的に行う（P.93再掲） ●地域の活性化につながる新たな拠点の整備を進める（P.95再掲） ●幹線道路や市道の整備・管理を行い、適切な道路ネットワークを形成する（P.95再掲） | 無 | 令和7年度より岸和田商工会議所に事業者の伴走支援業務を委託し、岸和田ビジネスワンストップ伴走支援センターを設置し、商工会議所の強みを活かした支援事業を継続する。 | | 魅力創造部 | 86-87 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|----------------|---|--|-------|---|--|---|-------|---|------------------|-------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 52 | にぎわいと活力を創造するまち | 活発な経済活動が行われている | ③ 農業や水産業など、地域で安全な食が生産され、消費される環境づくりを進める | 本市は、海から山までの資源が豊かであり、都市近郊地というメリットを生かした農水産業が活発です。例えば、タマネギ、春菊、ミカンや桃などの農産物の栽培が盛んで、水産業では府内屈指の漁獲量を誇ります。 一方、全国的な流れと同様、本市においても担い手の高齢化や後継者不足、異常気象等による生産量不足などの課題に直面しています。 引き続き、これらの課題に対応する支援策とともに、6次産業化などさらなる消費の拡大に資する取組を推進することが求められています。 | 無 | 岸和田市食の磨き上げ協議会活動等を通じ、本市には豊富な農林水産物が産出されていることを広く訴求して行く必要があり、記載されている課題は変わらないため。 2025年大阪・関西万博におけるイベント出展のツールとなる商品開発等により、市場や消費者へのPRを充実することが出来ている。 | | ●農業・漁業生産を維持するための支援を行い、地域で消費できる環境を整える ●農地の適正な保全・活用を支援する ●地域資源やまちづくりの情報を収集し、発信を効果的に行う（P.93再掲） | 無 | 記載の役割については継続して取り組む必要があるため。 岸和田市食の磨き上げ協議会活動等を通じ、本市には豊富な農林水産物が産出されていることを広く訴求しており、また2025年大阪・関西万博におけるイベント出展のツールとなる商品開発等により市場や消費者へのPRを充実することが出来ている。 | 環境農林水産部 | 88-89 | | |
| 53 | にぎわいと活力を創造するまち | 観光資源が活かされている | ① 関西国際空港とのアクセス性を活かすとともに、観光客が過こしやすい環境づくりを進める | 本市には、関西国際空港とのアクセス性の良さや、岸和田城やだんじり祭をはじめとする歴史文化、自然など、強みや魅力ある観光資源が存在しています。 今後は、これらをさらに磨き上げ、「体験プログラム」など新たな観光資源の創出を図るとともに、これまで以上に観光資源をつなぐ仕組みや観光ルートの構築が求められています。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの誘客が不透明な中、あらためて国内に向けたマイクロツーリズムの視点を取り入れるなど、時流に応じた取組が重要となっています。 | 有 | 新型コロナウイルス感染症の影響はなくなった。 国政の影響や海外各国の状況等により海外誘客の不透明さに変わりのない。 | 本市には、関西国際空港とのアクセス性の良さや、岸和田城やだんじり祭をはじめとする歴史文化、自然など、強みや魅力ある観光資源が存在しています。 今後は、これらをさらに磨き上げ、「体験プログラム」など新たな観光資源の創出を図るとともに、これまで以上に観光資源をつなぐ仕組みや観光ルートの構築が求められています。 前期に続き、海外からの誘客が不透明な中、あらためて国内に向けたマイクロツーリズムの視点を取り入れるなど、時流に応じた取組が重要となっています。 | ●観光施設の管理・運営など、観光客の受け入れ体制を整える ●観光資源の磨き上げや新たな観光資源の創出を支援する ●広域観光を推進する | 無 | 桃などの特産物、城下町や市内の歴史文化をコンテンツとしたツアー造成、自転車での周遊促進に注力している。 観光客の受け入れについて、地域事業者や関係団体と連携を図り地域に裨益するスキームにも取り組んでおり、支援等を継続。 | 魅力創造部 | 90-91 | | |
| 54 | にぎわいと活力を創造するまち | 岸和田の魅力が伝わっている | ① 岸和田の魅力を活用し、まちのイメージの向上を進める | 本市には、観光や文化、農・水産物、特産品など多くの地域資源や魅力がありますが、市内外問わず、認知度に差があるものと考えられます。 まずは、岸和田の地域資源や魅力について、市民一人ひとりが知り、理解することが何よりも重要です。 そして、再認識したまちの魅力を、市内外に向かって発信・PRし、多くの人々の認知度向上やまちのイメージ向上につなげていくことが求められています。 | 無 | 令和6年度市民意識調査の結果によると、「岸和田の魅力の活用によるまちのイメージの向上」を重要施策と回答した方が多く、引き続きまちのイメージ向上に取り組んでいく必要があるため。 | | ●地域資源やまちづくりの情報を収集し、発信を効果的に行う | 有 | イメージ向上を進めるにあたって、まずは本市の魅力を知っていただくことが重要です。そのためには、まず魅力となりうる情報を収集し、その情報を伝えたい相手にあわせた形に編集したり、その相手に届く媒体を活用する等、効果的な発信を行うことが必要であるため。 ●今までにない岸和田の魅力を含め、地域資源やまちづくりの情報を収集し、発信を効果的に行う →参考資料1-2 | 総合政策部 | 92-93 | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|---------------------|----------------------|---|-------|---|---|--|------------------------------|---|------------------|----------|-------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 55 | にぎわいと活力を創造するまち | にぎわいや活力を支える基盤が整っている | ① 地域の活性化を導く拠点の形成を進める | 人口減少や超高齢社会が進展する中、市民生活や経済活動などの縮小や負のスパイラルにより、まちの衰退が懸念されます。 これらの衰退を都市構造の視点から食い止めるためには、無秩序な市街地の拡散を抑え、様々な機能が集積した拠点や社会・市場のニーズに的確に対応した拠点を適切に配置・形成することが必要です。 引き続き、丘陵部のゆめみヶ丘岸和田における取組の充実や、臨海部の貯木場を中心とした木材港地区の有効活用など、地域の活性化につながる拠点の形成に取り組むことが求められています。 | 有 | 丘陵地区の基盤整備が概ね完了するため。 | 人口減少や超高齢社会が進展する中、市民生活や経済活動などの縮小や負のスパイラルにより、まちの衰退が懸念されます。 これらの衰退を都市構造の視点から食い止めるためには、無秩序な市街地の拡散を抑え、様々な機能が集積した拠点や社会・市場のニーズに的確に対応した拠点を適切に配置・形成することが必要です。 広域幹線である泉州山手線と沿道のまちづくりの進捗に合わせた取組や、鉄道駅周辺において、地域特性を活かした拠点整備に向けた取組、また、臨海部の貯木場を中心とした木材港地区の有効活用など、地域の活性化につながる拠点の形成に取り組むことが求められています。 | ●地域の活性化につながる新たな拠点の整備を進める ●市の中心部にふさわしいまちづくりを進める ●駅の周りを安全で利便性の高い空間にする ●港湾機能の充実を図る | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。（ゆめみが丘⇒泉州山手線周辺のまちづくりに変更となるが、影響なし） | | まちづくり推進部 | 94-95 | |
| | | | | 引き続き、丘陵部のゆめみヶ丘岸和田における取組の充実や、臨海部の貯木場を中心とした木材港地区の有効活用など、地域の活性化につながる拠点の形成に取り組むことが求められています。 | 無 | 阪南2区の整備は着実に進み事業者の進出も順調であり、企業誘致の支援として固定資産税を優遇している。木材港地区の有効活用についても大阪府と協議し手続きに係る調整等を進めているため変更なし。 | | | 無 | 阪南2区の整備や、木材コンビナート地区の埋め立て事業について、今後も大阪府や地域事業者と協議を進め、産業の拠点形成、港湾エリアの活性化に継続して取り組む。 | | 魅力創造部 | 94-95 | |
| 56 | にぎわいと活力を創造するまち | にぎわいや活力を支える基盤が整っている | ② 拠点とのアクセス性の向上を図る | 適切に配置・形成された拠点を活かし、市民生活や経済活動の向上を図るためには、拠点とのアクセス性を高めるとともに、持続可能な交通ネットワークの構築が重要です。 また、一人ひとりが利用する交通手段として、過度に自動車に頼るのではなく、徒歩や自転車、公共交通機関などを活用することが重要です。 このことから、引き続き、道路や公共交通、先端技術を活用した新たな交通など、多様な交通手段の充実が求められています。 | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | ●幹線道路や市道の整備・管理を行い、適切な道路ネットワークを形成する ●地域の特性に応じた最適な交通手段の検討・構築を進める | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | まちづくり推進部 | 94-95 | |
| | | | | この項目における所管の「現状と課題」は変わっていないため。 | 無 | | | 無 | この項目において果たすべき役割が全て網羅されているため。 | | 建設部 | 94-95 | | |
| 57 | にぎわいと活力を創造するまち | にぎわいや活力を支える基盤が整っている | ③ 適正な土地利用と景観形成を進める | 土地はまちの限られた資源であり、市民生活や経済活動をはじめ、すべての共通の基盤となるものであるため、引き続き、社会情勢の変化や本市の特性を踏まえ、適正な土地利用を進めることが求められています。 景観については、岸和田らしい景観を形成するため、市民や事業者、行政などが互いの立場を理解しながら協力することが必要です。 | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | ●計画的で適正な土地利用や都市施設の配置を誘導する ●良好なまちなみと景観の形成を推進する | 無 | 方向性や役割に変更が無いため。 | | まちづくり推進部 | 96-97 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|----------------------------|--|---|-------|---|---|--|--|--|----------------------------|---------|---------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 58 | みんなで作る持続可能なまち | みんなが主役の協働・連携したまちづくりが行われている | ① 地域の担い手が育ち、まちづくり活動が活発に行われている環境づくりを進める | まちづくりは、地域において市民自らの手で進めていくことが重要です。しかし、少子高齢化に伴うリーダーシップを担う人材の減少、都市化による既存住民と転入者のつながりの希薄化などにより、地域の担い手不足が深刻な課題になっています。引き続き、地域の取組に対する支援を行うとともに、まちづくりに参画する市民の育成や発掘に努める必要があります。 | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | | ●地域のコミュニティ活動を支援するとともに、市民活動に参加しやすい環境づくりを進める | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | | 市民健康部 | 100-101 | |
| 59 | みんなで作る持続可能なまち | みんなが主役の協働・連携したまちづくりが行われている | ② 当事者意識の醸成とともに、様々な主体が力を発揮し、協働・連携できる環境づくりを進める | 今後の社会は、様々な課題が複雑に絡みあい、さらなる人的・経済的な資源の制約が増すと想定されます。このような中、豊かで暮らしやすい地域社会をめざすには、市民・事業者・行政などがこれまで以上に協力しあい、まちづくりを進めていく必要があります。本市においては、引き続き、それぞれの主体のまちづくり意識を醸成し、協働のまちづくりを推進することが求められています。 | 無 | 自治基本条例の理念のもとでひきつづきまちづくりを進めていく必要があるため。また、今後も公民連携必要性は不変であるため。 | ●分かりやすい協働・参画の仕組みをつくる ●市としての一体感を醸成する ●市民との情報共有を推進する ●選挙を適正かつ円滑に執行する ●市議会の円滑な運営を支援する | 有 | 自治基本条例の理念のもとでひきつづきまちづくりを進めていく必要があるため。また、今後も公民連携必要性は不変であるため。 | ●分かりやすく参加しやすい協働・参画の仕組みをつくる →参考資料1-2 | 総合政策部 | 100-101 | | |
| | | | | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | 無 | 取組を行う意義や必要性に変わりはなく、継続的に行う必要があるため。 | | 無 | 市民健康部 | 100-101 | | | | |
| | | | | 状況が変わったとしても、課題は変わらないため。 | 無 | 状況が変わったとしても、役割は変わらないため。 | | 無 | 選挙管理委員会事務局 | 100-101 | | | | |
| 60 | みんなで作る持続可能なまち | 持続可能で信頼される行政になっている | ① 業務の効率的かつ効果的な推進に資する職員の育成を進める | 先端技術を活用するスマート自治体への転換が求められている中、それら技術の活用のためには、個々の職員的能力開発に取り組むことが求められています。また、これまで前例踏襲主義やコスト・サービス意識の欠如など、厳しい指摘がなされてきたことを踏まえ、引き続き、効果的・効率的な行政運営がなされるよう、職員一人ひとりの意識向上に努める必要があります。 | 有 | 人材育成の必要性についてより明確に記載するため。 | 人口減少や少子高齢化に伴い、行政課題は複雑化・多様化しています。こうした状況の中で、持続可能な行政サービス提供体制を構築するためには、限られた人材を最大限に活用し、課題解決に取り組む必要性が一層高まっています。また、先端技術を活用するスマート自治体への転換が求められている中、それら技術の活用のためには、個々の職員的能力開発に取り組むことが求められています。 | 無 | ●技術やノウハウの継承が行える環境を整えるとともに、政策形成やマネジメント能力をもった職員を育てる ●業務の成果を正しく評価し、職員の適正な配置に努める ●職員が働きやすく、業務に専念できる良好な職務環境を整える | 無 | 人材育成については、引き続き取り組む必要があるため。 | 総務部 | 102-103 | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|--------------------|-------------------------|---|-------|--|---|--|--|---|--|---------|---------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 61 | みんなで作る持続可能なまち | 持続可能で信頼される行政になっている | ② 適正で効果的かつ効果的な業務の実施を進める | <p>スマート自治体への転換に向けて、総合的な組織力の向上、内部統制の適切な実施による業務の適正化、ICT技術を活用した業務の効率化・高度化に取り組むことが求められています。</p> <p>また、これまでの厳しい財政状況からの新たな展開のため、今後は、上記に加え役割分担を踏まえた民間活力の導入、広域的な連携などによる行政の効率化・高度化など、行財政の構造改革に取り組むことが必要です。</p> | 無 | <p>総合計画推進、行政経営、広域行政、組織運営の視点は、課題が変わったとしても常に重要な柱として維持しながら取組を進める必要があるため。また、スマート自治体への転換は今まさに進められている取組であり、結果の検証にまで至っていないため。</p> | <p>●目標の達成に向けて、計画的かつ適切な施策の推進及び進行管理、公平公正な事務の遂行に努める</p> <p>●広域的視点をもって、時代に応じた施策を積極的に推進する</p> <p>●合理的な組織編成と適正な人員管理に努める</p> <p>●市及び公営企業の経営の効率性を確保する</p> <p>●ICTを活用し、効率的に事務を行う</p> <p>●公共工事や物品購入などの品質確保を図る</p> <p>●市の財産を適正に管理する</p> <p>●統計データを適切に管理する</p> <p>●個人情報保護の徹底を図る</p> | 無 | <p>総合計画推進、行政経営、スマートシティ、広域行政、組織に関する取組が果たすべき役割は基本的に不変であるため。</p> | 総合政策部 | 102-103 | | | |
| | | | | | 有 | <p>行政DXの視点を明確にするため。</p> | | <p>スマート自治体への転換に向けて、総合的な組織力の向上、内部統制の適切な実施による業務の適正化、行政DXの推進に取り組むことが求められています。</p> <p>また、これまでの厳しい財政状況からの新たな展開のため、今後は、上記に加え役割分担を踏まえた民間活力の導入、広域的な連携などによる行政の効率化・高度化など、行財政の構造改革に取り組むことが必要です。</p> | 有 | <p>行政DXの視点を明確にするため。</p> | <p>●デジタル技術の活用により業務プロセスや組織の在り方を変革し、持続可能な形で行政サービスを提供する</p> | 総務部 | 102-103 | |
| | | | | | 無 | <p>現行の行財政改革プランの取組は継続して検討が進められているため。</p> | | | 無 | <p>現行の行財政改革プランの取組は継続して検討が進められているため。</p> | | 財務部 | 102-103 | |
| 62 | みんなで作る持続可能なまち | 持続可能で信頼される行政になっている | ③ 行政手続きが便利になる環境づくりを進める | <p>スマート自治体への転換が求められている中、市民がその利益を享受できるようにICT技術などを積極的に活用し、行政手続きの利便性の向上などが求められています。</p> <p>また、引き続き、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスの改善・向上に取り組むとともに、職員のマナー意識の向上やレベルの高い対応を行い、市民が親しみ、利用しやすい市役所をめざす必要があります。</p> | 無 | <p>取組を行う意義や必要性が変わりはなく、継続的に行う必要があるため。</p> | <p>●ワンストップ化などに取り組む、市民が利用しやすい窓口にする</p> <p>●必要な行政サービスがオンラインや身近で手軽に受けられる環境を整える</p> | 有 | <p>事前申請・予約など、来庁する場合においても、待ち時間を短縮し、スムーズに手続きできる環境を整える。</p> | <p>●各種手続きの事前申請・予約などに取り組む、市民が利用しやすい窓口にする</p> | 市民健康部 | 104-105 | | |
| | | | | | 有 | <p>行政DXの視点を明確にするため。</p> | | <p>スマート自治体への転換が求められる中、市民がその恩恵を享受できるように、行政DXを推進し、行政手続きの利便性向上を実現することが求められています。</p> <p>また、引き続き、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスの改善・向上に取り組むとともに、職員のマナー意識の向上やレベルの高い対応を行い、市民が親しみ、利用しやすい市役所をめざす必要があります。</p> | 無 | <p>行政手続きの利便性向上のため、引き続き取り組む必要があるため。</p> | 総務部 | 104-105 | | |
| 63 | みんなで作る持続可能なまち | 持続可能で信頼される行政になっている | ④ 安定的な歳入確保と適切な歳出管理を進める | <p>人口減少に伴う税収減少が予想される中、適正な歳出管理を進めるとともに、税を安定的に確保することが求められています。</p> <p>また、市民負担の公平性の確保を図るために、収納率の向上や滞納額の削減に、引き続き対応する必要があります。</p> | 無 | <p>市民の立場からの負担の公平性を進めることで更に税収の確保に努め、効果的・効率的な行財政運営を図ることが重要であるため。</p> | <p>●市税等を公平かつ適正に課税・収納する</p> <p>●中長期の視点で、効果的・効率的な財源配分や単年度収支及び基金・借入金の管理を行う</p> | 無 | <p>市民の立場からの負担の公平性を進めることで更に税収の確保に努め、効果的・効率的な行財政運営を図ることが重要であるため。</p> | 財務部 | 104-105 | | | |

| No. | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 第1期基本計画（記載内容を転記しています） | | | 第2期基本計画に向けて | | | 評価担当部 | 基本計画ページ |
|-----|-----------------------|--------------------|----------------|--|-------|--|-----------------------|---------------------------------|-------|--|------------------|---------|---------|---------|
| | 基本目標 | 個別目標 | 個別目標の方向性 | 現状と課題 | 変更の有無 | 左記とした理由 | 現状と課題（新） | 想定される公民の役割（行政） | 変更の有無 | 左記とした理由 | 想定される公民の役割（行政・新） | | | |
| 64 | みんなでつくる持続可能なまち | 持続可能で信頼される行政になっている | ⑤ 市独自の歳入確保を進める | 人口減少に伴う税収減少が予想される中、税外収入を安定的に確保することが求められています。 | 無 | 将来にわたり安定的に発展させるためには引き続き必要であるため。 | | ●公営競技事業を健全に運営する ●税外収入の確保に努める | 無 | 公営競技の役割の一つが経済的貢献であるため。 | | 公営競技事業所 | 106-107 | |
| | | | | 特に競輪事業（公営競技）については、引き続き構造改革に取り組むとともに、競輪の面白さ・楽しさを広くPRするなど、新規のファン獲得策などを推進していく必要があります。 | 無 | 人口減少という社会課題に変化はなく、ひきつづき税外収入の安定性は必要であるため。 | | | 無 | 人口減少という社会課題に変化はなく、ひきつづき税外収入の安定性は必要であるため。 | | 総合政策部 | 106-107 | |